

法学部 自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

1. 目的・目標

(1) 学部理念・目的（教育目標）

学校教育法第 83 条に規定された大学の目的に関する事項及び大学設置基準第 2 条の 2 に規定された「人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する事項を踏まえ、法学部の理念・目的（人材養成目的、教育研究上の目的）を以下のとおり定め、学則別表に記載し、ホームページ等で公表している。

明治大学学則 別表 9 人材養成その他の教育研究上の目的

「権利自由」・「独立自治」の建学の精神にのっとり、幅広い高度な教養教育・基礎法学教育・多様な法律分野にわたる法学教育を行い、これを基礎とした豊かな人間性・人権感覚・法的思考の涵養を通じて、現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手を育成することを教育目標とする。この目標の下、多様な教養・言語・情報科目を設置して教育を充実させ、将来の進路に応じたコース制カリキュラム編成により、法律学・隣接諸科学の体系的研究及び実践的教育を実施し、社会に生起する諸事象から地球規模の視点に立脚して法的問題を発見・分析し問題を解決する能力と研究者を含めた法務・公共法務・国際関係・情報化社会・ビジネス社会の担い手としての活動に不可欠な創造的な思考力を養成することを目的とする。

(2) 目指すべき人材像

上記目的に沿って、卒業時点において学生が修得しておくべき要件を含め、本学部が養成すべき人材像を「目指すべき人材像」として下記のとおり定め（2010 年 7 月 22 日開催教授会制定）、ホームページ等で公表している。

法学部は、建学の精神「権利自由」・「独立自治」を自由な精神に基づく自治の精神と捉え、この精神を生かすような「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を目指しています。法は、社会と人間関係の一つの結節点であり、実社会においても日々生起する人々の利害関係を調整して紛争を解決し、または紛争を予防する機能を果たしています。法を理解するためには、その基礎にある社会と人間についての洞察と深い理解が必要です。法学教育は、裁判官や検察官、弁護士等の法曹を育成するばかりでなく、国際性豊かな批判精神に富む市民の育成を目的としています。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されているか。

① 大学の理念・目的、建学の精神と、学部の理念・目的との関係

本学は、「個の強い大学」を教育理念として、「権利自由」、「独立自治」という建学の精神の実現に向けて教育研究活動を行っている。

② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

「権利・自由」「独立・自治」という建学の理念は、創立 130 年を迎えようとする現在の法学部においても教育の基本理念となっている。もちろん、国際化・情報化が急激に進展しつつある現代社会のなかで、建学の理念を具体化することは大きな課題である。この課題にこたえるため、現在の法学部は、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という目的を掲げ、建学の理念に新たな内容を込めようとしている。そのため、豊かな教養教育に加えて、2005 年度からは「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「法と情報コース」「国際関係法コース」という 5 コース制を導入し、激動する時代にも対応しうる良き市民の育成を図っている。すなわち、「法曹コース」では法科大学院時代における基礎的法曹教育を、「公共法務コース」では公務員養成を念頭においた市民サービスとしての法学教育を、「ビジネスローコース」では法令遵守を必須とする国際ビジネスシーンにも対応しうる企業法務教育を、「法と情報コース」では情報技術にまで踏み込んだネットワーク時代の法学教育を、「国際関係法コース」では外国の文化や歴史をふまえた広い視野からの法学教育を目標とし、各コース教育に最適な教員を配置することでその実現をめざしている。このような目的の適切性は卒業生の進路によって裏付けられている。

③ 個性化への対応

本学部では、5 コース制の採用に加えて、近年の国際化、情報化の著しい進展に対応すべく、英語で学ぶ法律科目を複数開講し、国際舞台においてその専門知識を活用できる学生の養成を目指している。そのため 2006 年から、オーストラリアの西シドニー大学法律・ビジネス学部と提携して、「西シドニー大学との協働による法学教育」プログラムを実施してきた（参加者は 2006 年度 6 名、2007 年度 23 名、2008 年度 12 名であった）。しかし、2009 年度は相手方大学と開催合意に至らず見送ることとなったため、2009 年度にケンブリッジ大学と夏期法学研修について交渉し、2010 年度からケンブリッジ大学において研修を開催することとなった。2010 年度のケンブリッジ大学夏期法学研修には 30 名が応募し、選考の結果 16 名の学生が参加した。

さらに国際化を推進するため、夏期休暇中に外国人に英語で日本法を教える「Meiji University Law in Japan」プログラムを 2009 年度より実施している。2010 年度、当プログラムには外国人学生 17 名が参加した。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

理念・目的・教育目標等については、大学ガイド、学部ガイド、ホームページ等を通して広く周知を図っている。加えて、学生に対しては授業とりわけ 1 年次に設置した演習科目（「法律リテラシー」）ならびに「教養基礎演習」におけるほか、各種ガイダンス・印刷物・掲示・インターネットを介したニュース配信等によって、また、教職員に対しては先の媒体のほか各種委員会における報告、学部ガイド・シラバス等の執筆依頼を通して、理念の共有を図っている。兼任教員に対しても懇談会を開催し意見交換をしている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

「法学部自己点検・評価委員会」による検証に加えて、社会の変化や社会的要請に対する学部理念の適応度を検証するため「カリキュラム運営専門部会」を設置し、コース制、カリキュラムの有効性・実効性を検証し、本学部の理念・目的を時代の要請に適應させるようカリキュラム内容の見直しを図っている。また、在学生に対するカリキュラムについてのアンケート調査、卒業生に対する進路調査を通して、学部目標の実現度・社会的貢献度を検証している。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

インターネット上のポータルページを含め多様な媒体を通して学生および教員にとって学部理念等の共有が可能となっている。ポータルページについては90%以上の学生が利用している。

本学部では、大きく変化しつつある現代社会に対応できる人材を育成すべく、5コース制を採用しているが、その効果は卒業生の進路に現れている。法曹コースについては法科大学院への進学者が2008年度86名2009年度88名2010年度133名（既卒者を除く）を数える他、2010年度卒業生の進路は、公共法務コースでは公務員が74名、ビジネスローコースではとりわけコンプライアンスが強く求められる金融・保険分野に68名が就職している。

教育目標を教員・学生が共有するため、少人数ゼミナールを核とする〈教育の親密圏〉の創出によって、人間性涵養と先端的法学教育を行なっている。2010年度は3年生が全学生863名中813名、4年生1043名（留年生含む）中770名が専門演習授業を履修した。

よりきめ細かな教育を実施するため、多人数授業の解消を進めている。2009年度における、多人数授業（200名以上）は、前期が19コマ、後期が17コマであったが、2010年度は前期12コマ後期12コマに減少した。

(2) 改善すべき点

- ・ 新コース制の効果を多角的に検証する必要がある。
- ・ 多人数授業の解消など適正規模の教育環境の実現に改善の余地がある。
- ・ 設置科目の約半数を兼任教員が担当する教育からの脱却が求められる。
- ・ 兼任教員との接点が少なく、教育目標の共有が不十分である可能性がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 卒業生に対し、授業の効果・学生生活満足度等のアンケートを実施する。
- ・ 多人数授業改善のため、2012年度授業計画において多人数クラスの分割等、改善に努める。
- ・ ケンブリッジ大学における夏期法律講座ならびにLaw in Japan Programを継続的に開講する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

長中期的目標として、現行の900名定員の削減を含め、教育環境の適正規模実現に向けて、「法学部将来計画検討委員会」において検討する。あわせて兼任教員に依存する教育を改めるため、カリキュラムの見直し、専任教員の増員・補充を図る。

5 根拠資料

資料1 法学部便覧

資料2 2010年度卒業生コース別進路

資料3 明治大学 ホームページ (URL: <http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/>)

資料4 明治大学 ホームページ (URL: http://www.meiji.ac.jp/hogaku/law_jp/)

資料5 明治大学ガイド

資料6 明治大学法学部ガイド

I-2. 理念・目的に基づいた、特色ある取組み

1. 目的・目標

各種外国語検定試験の受験および海外留学の奨励，留学関係科目のさらなる充実等，法学部教育の国際化を促進する。

2. 現状（2010年度の実績）

すでに開講している英語による法律科目(Introduction to Modern Law, Business Law in English, Legal Writing)に加え，カリキュラム改定により留学基礎講座を開設した。

外国人学生に英語で日本法を講じる「Meiji University Law in Japan Program」を2009年度に引き続き2010年度も実施した。

ケンブリッジ大学と提携してケンブリッジ大学において夏期法学研修を実施した。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

留学に関心を持つ学生が増加した。

- ・2008年度西シドニー大学サマーロースクール (SULSA) : 12名
- ・2009年度西シドニー大学サマーロースクール (SULSA) : 実施せず
- ・2010年度ケンブリッジ大学夏期法学研修応募者 : 30名 (採用16名)

(2) 改善すべき点

Introduction to Modern Law, Business Law in English 等，外国語による各講座への参加者が少ない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

各種説明会の開催, Oh-o!Meiji によるお知らせ, パンフレットの配布など, 広報活動を充実させる。Law in Japan Program の参加者 (2009年度7名, 2010年11名) を増加させるため, 海外大学へのパンフレット送付など広報活動を充実させる。

「法学部カリキュラム運営専門部会」に複数外国語によるビジネス法の開講を諮る。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

外国における夏期法学研修を複数地域で実施する

5 根拠資料

資料1 明治大学 ホームページ (URL : <http://www.meiji.ac.jp/hogaku/cambridge/>)

Ⅲ. 教員・教員組織

表3-1 教員一人あたり学生数推移表 (目標値 : 24~40人 *学部によって異なる)

項目	2008年	2009年	2010年
専任教員数	83	83	88(3)
学生数	3,990	3,937	3,888

教員一人あたり学生数	48.1	47.4	44.1
------------	------	------	------

- 1 学生数，教員数は各年5月1日現在。
- 2 専任教員数には，特任教員は含み，助手，客員教員は含みません。括弧内は，特任教員で内数としてください。
- 3 特任教員は「特任教員任用基準」第3条により専任者であることが規定されていますので，専任教員数に含みます。(法学部は2010年から適用)

表3-2 授業担当者の専任・兼任比率（目標値：専任教員担当率50%以上）

学科名	項目	必修科目	選択必修科目	その他の科目	合計
法学科	専任担当科目数 (A)	162	267	323	752
	兼任担当科目数 (B)	200	580	215	995
	専任比率% (A / (A + B) * 100)	44.8%	31.1%	60.0%	43.1%

表3-3 2010年度に学部で実施しているFDに関する活動内容・参加者数・参加率

項目	2008年		2009年		2010年	
	4月実施	7月実施	4月実施	7月実施	4月実施	7月実施
新任教員数	49	49	39	39	9(専任)	9(専任)
FD研修参加者数	40	47	35	23	3(専任)	3(専任)
参加率	81.6%	95.9%	89.7%	59.0%	33.3%	33.3%

表3-4 外国人教員の状況（2010年5月1日現在）

2010年度	採用数	在籍総数	教員数	外国人教員の%
外国人教員	1	5	88	5.6

表3-5 女性教員の状況（2010年5月1日現在）

2010年度	採用数	在籍総数	教員数	女性教員の%
女性教員	0	10	88	11.3

1. 目的・目標

(1) 求める教員像及び教員組織の編成方針

本学部の人材育成目標を達成するための教員像（人材育成や研究遂行に必要な学識，教育研究業績，社会的活動実績等）は，学校教育法第92条及び大学設置基準第4章に規定される教員の資格を踏まえ，「教育・研究に関する長期・中期計画書」において，教員の採用・任免，昇格に関する基準・手続き等の改善方針を定め，法学部教員任用に関する内規には採用方針の決定手続きを定めるとともに，教員採用時の公募要領には本学部の教員資格条件を明示している。

法学部「教育・研究に関する長期・中期計画書」における教員組織の編成方針において、公募を基本とし、年齢構成のアンバランスの解消、外国人教員の採用、客員教員等の活用などの実現に向けたアクションプランの策定に努めることとしている。なお、採用等の手続きに関しては、公明正大な人事の観点から、教員採用基準・手続きの一層の明確化・透明化・客観化を検討している。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

① 教員像（教員に求める能力、資質、資格要件等）の明確化

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

② 教員構成の明確化（学生総数と教員数、教員一人あたり学生数、年令・性別等の構成、任期付き教員、専任教員・兼任教員の比率）

教員の年齢構成について 51～60 歳の割合が多い現状があるが、2010 年度は 36 歳 1 名、39 歳 2 名、44 歳 1 名の採用を決定し、各年齢層のバランス適正化を図っている。

法科大学院への専任教員の移籍やカリキュラムの変更等によって、主要科目の専任教員数は不足している。現状では、専任・兼任の比率は、約 1 : 2.36（専任 85 名、兼任 201 名）となっている。専任教員の平均年齢は、2010 年 5 月現在、52.6 歳となっている。専任教員と兼任教員とのあいだの連絡調整のために「教科書会議」等を実施し、専任と兼任の担当者が教育方針や授業のあり方をめぐって活発に話し合っている。科目によっては、共通教材を作成して使用している。また、和泉と駿河台で授業担当教員の懇親会を年一回実施し、相互理解につとめている。また、法科大学院では、実務家教員というかたちで社会人の受け入れを積極的に行っているほか、学部レベルでもその動きが始まっている。2010 年 5 月 1 日の時点で、4 名の外国人の専任教員がいるほか、1 名の外国人特任教員がいる。2010 年 5 月 1 日の時点で、専任教員 88 名中 10 名が女性である。また、専任教員 1 人あたり学生数は 44.1 名（2010 年 5 月 1 日現在の学生数 3,888 名）となっている。

任期制等の教員の流動化については、法科大学院では行っているが学部では導入していない。

③ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の明確化

教養教育の実施については教養科目委員会、専門科目については専門科目委員会の審議を経た上で、最終的には教授会がその責任を負う。

専任教員と兼任教員間の「教科書会議」や「懇談会」、その他の勉強会や共通教材の開発など、組織的連携を図っている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

① 編成方針に沿った教員組織の整備（法令必要数の充足、教員組織の整備方針と実態の整合）

法令必要数 63 名に対し、85 名在職している。また、社会人、外国人、女性教員の専任教員の積極的な受入れを「人事計画委員会」において検討している。

② 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

「人事計画委員会」を設置し、中長期の人事計画や単年度計画の原案を策定するとともに、授業科目と担当教員の適格性に関する判断手続は整備されている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

① 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

専任教員の採用に関しては、公募を基本とした体制が採られている。

教員の昇格に際しては基準が設定されており、これが教育研究の評価方法に相当する。本学部にあつては、講師任用時には論文 3 本以上、准教授並びに教授昇格時には論文 5 本以上が必要十

分条件となっている。専任教員には毎年度、前年度に関する「特定個人研究費報告書」の提出を義務付け、さらに1年間の研究業績についての報告を文書提出もしくは「専任教員データベース」をWebを通じて修正という形で求めている。他方、授業については学生による授業評価アンケートが半期ごとに実施されており、その結果が教員にフィードバックされている。

② 規定等に従った適切な教員人事

主に研究業績を評価素材としており、教育業績等の評価体制は整備されていない。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

① 教員の教育研究活動等の評価の実施

教員の教育活動に関しては、教育成果の客観的な評価は必ずしも容易ではないという認識がある。伝統的に、教員の任用の選考にあたっての評価基準としては、研究能力の客観的な評価が中心になっているが、近年は任用面接の際に公開模擬授業を実施している例もある。

教員の研究活動に関しては、学会誌や紀要等に発表される論文、所属する学会やシンポジウム等での研究発表等で適切になされており、教員の任用・昇格にあたっては、客観的な評価がされてきている。

② FDの実施状況と有効性

学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目について実施している。なお、当該アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている。また、全学FD委員会が開催する各種FD講習会に法学部教員も参加している。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 兼任教員に多くを依存しているため、「教科書会議」や「懇親会」あるいは他の勉強会や共通教材の開発は大変に役立っている。社会人、外国人、女性の専任教員の増加が最近の傾向であり、これは教育環境の多様化を促進する効果をもっている。

(2) 改善すべき点

- ・ 専任教員の不足が問題である。現在の専任教員1人に対する学生数は、理想とはほど遠いと言わねばならない。専任教員の大幅な補充を求める一方、本学部としては、200名の定員削減を決定した。しかし、当初予定していた新学部への削減定員の割り振りは新学部への収容定員純増により実施されず、具体的な手順の変更を余儀なくされている。さらに、新しい分野の専門科目の専任教員がいないことも問題である。50代、60代の専任教員が、他の年代と比べてやや多く、全体の年齢構成に問題がある。
- ・ 和泉校舎と駿河台校舎に分断されているため、基礎教育・教養教育及び専門教育の一貫した実施・運営に困難が生じる場合がある。また、各科目群と各コースとの関連が曖昧である。
- ・ 専任教員の退職や法科大学院への移籍に伴い、大学院法学研究科を担当できる教員が不足し、その教育課程の編成・運用に支障が生じており、「人事計画委員会」を中心にその改善策を検討している。
- ・ アンケート結果が授業改善に反映されていることを検証するシステムが構築されていない。
- ・ 多様な社会的ニーズに対応するとともに資源の有効利用を図る意味で、教員選考基準として、これまでのような研究業績に特化させたシステムではなく、その他教育業績、社会貢献業績等も含めた多元的業績評価システムを構築する必要がある。
- ・ 「人事計画委員会」と各科目との緊密な連携が必要である。
- ・ 研究活動及び教育活動の両面において情報を共有し、教育の計画的履修・段階的履修のために

役立たせる必要がある。

- ・ F D講習会への参加者が少ない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 学部教育の充実・改革に伴い、教育業務補助体制（TA制度・チューター制度）の強化を図る。カリキュラム強化および特色ある研究プロジェクト活動のため、客員・特任教員の活用を強化する。
- ・ 基礎教育・教養教育及び専門教育の一貫した実施・運営、及び学生のニーズに対応させた専門科目の効果的な配置・運営に関し、カリキュラム検討委員会において早急に対応する。
- ・ 教授会等において、F D講習会への参加をより一層促す。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 新しい分野の専門科目については、2008年度に知的財産法、2010年度に医事法の専任教員を採用した。今後も人事計画委員会と連携し、計画的に採用していく。
- ・ 学生40人に対する専任教員1人の体制の実現へ向け長期的な教員採用計画を実施している。
- ・ 教員の年齢構成のバランス適正化に向けて、毎年度の採用時に年齢も考慮した人事を行っている。2007年度認証評価の際の「助言」事項でも指摘されており、以降毎年20～40代の教員を複数採用している。今後も人事計画委員会と連携し、計画的に採用していく。
- ・ 高度なマルチメディア技術に基づく教育・研究業務の補助体制の構築が望まれることから、教育の情報化推進本部などの経験を活かした全学的な検討を進める。

5 根拠資料

資料1 2010年度本学の概況資料集

資料2 2010年度学事記録

資料3 明治大学専任教員データベース

資料4 「授業改善のためのアンケート」実施の趣旨ならびに要領

資料5 2010年度法学部教育・研究に関する長・中期計画書

IV. 教育内容・方法・成果

表4-1 学部開設科目

(単位：科目・%)

学科等	分類	科目数	全体からの割合
学科共通科目	一般教養的授業科目	226	13.0%
学科共通科目	外国語科目	618	35.5%
学科共通科目	専門教育的授業科目	893	51.5%
合計		1737	100.00%

表4-2 授業改善アンケート実施状況

実施時期		開設コマ数	実施科目数	実施率	学生数(名)
2008年度	前期	871	192	22.0%	7,173
	後期	865	146	16.9%	4,310
2009年度	前期	873	212	24.2%	7,815
	後期	862	166	19.2%	4,612
2010年度	前期	865	201	23.2%	8,117
	後期	873	186	21.3%	5,884

表4-3 必修・選択科目単位数

学 科	必修単位数 (選択必修科目含む)	選択単位数	卒業に必要な 単位数
法律学科	106 単位	22 単位	128 単位

[IV-1 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針]

1 目的・目標

(1) 学位授与方針 (ディプロマポリシー)

学則別表に「人材養成その他の教育研究上の目的を」定め(第1章を参照)公開しているが、この目的を達成するため、目指すべき人材像、具体的到達目標、修得すべき成果、諸要件を明確にした「学位授与方針」を教授会において定め(2010年7月22日開催教授会)、これをホームページで公開している。

法学部 学位授与方針 (ディプロマポリシー)

目指すべき人材像

法学部は、建学の精神「権利自由」・「独立自治」を自由な精神に基づく自治の精神と捉え、この精神を生かすような「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を目指しています。法は、社会と人間関係の一つの結節点であり、実社会においても日々生起する人々の利害関係を調整して紛争を解決し、または紛争を予防する機能を果たしています。法を理解するためには、その基礎にある社会と人間についての洞察と深い理解が必要です。法学教育は、裁判官や検察官、弁護士等の法曹を養成するばかりでなく、国際性豊かな批判的精神に富む市民の養成をも目的としています。

そのための具体的到達目標

法とは何かということ、人間の行動と社会のありようから学び、それによって、利害関係を調整して紛争を解決・予防するための法的素養並びに国際性豊かな批判的精神、幅広く深い教養、事実を冷静に直視し把握する能力、そしてこれらを統合して自由自在に使いこなすことのできる優れた知的能力を涵養することが到達目標です。総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群、法律必修科目群、演習科目群、コース科目群、自由選択科目群等から所定の単位をそれぞれ修得しつつ、取得単位128単位の基準を満たした者に学士(法学)を授与します。

(2) 教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）

学位授与方針に示した修得すべき成果を達成するため、教育課程の編成理念、教育課程の編成方針を明らかにした「教育課程の編成・実施の方針」を教授会において定め(2010年7月22日開催教授会)、これをホームページや学部便覧で公開している。この方針には、教育課程の特長を示しており、読み手が理解を深められるよう工夫している。また、この方針と合わせて、「カリキュラム概要」「履修モデル」「主要科目の紹介」も公表しており、方針を具体化させたカリキュラムの一端を示している。

2 現状（2010年度の実績）

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

① 修得すべき成果、諸要件を明確にした学位授与方針の明示

上記(1)のとおり明示し、ホームページや学部便覧で公開している。

② 教育目標と学位授与方針との整合性

学部の教育目標で挙げた「現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手」を育成するために、学位授与方針（ディプロマポリシー）において「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を目指すべき人材像として明記しており、具体的到達目標として「国際性豊かな批判的精神に富む市民の養成」を明記している。

③ 修得すべき学習成果の明示

表4-3「必修・選択科目単位数」を参照のこと。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

① 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

上記の目標を達成するため、2005年度実施のカリキュラムからは、法律関係科目として、「演習科目群」「法律必修科目群」「コース科目群」「自由選択科目群」の4つの科目群を配置し、さらに「総合教養科目群」「日本語科目群」「情報科目群」「外国語科目群」「保健体育科目群」の5つの科目群を配置している。多様な科目を体系的に配置することによって、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第52条及び「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とする大学設置基準第19条の要請に答えている。

② 科目区分、必修・選択の別／単位数の明示

表4-1「学部開設科目」、4-3「必修・選択科目単位数」を参照のこと。

法学部シラバス23ページを参照のこと。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか

① 周知方法と有効性

教育目標は、学部便覧に明記されているため、教職員および学生等の大学構成員に周知されている。学部便覧は、入学時から卒業時まで学年進行にしたがって履修計画を立てるための必須情報が記載されていることから、学生および教職員への有効な周知方法である。

② 社会への公表方法

教育目標は、学部長メッセージとカリキュラムの特長として記述されており、ホームページおよ

び学部ガイド等によって社会へ公表されている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。(検証する組織や見直しに関する規定やガイドラインの設置、検証活動の実績、見直しの成果など)

毎月1～2回開催される将来計画検討委員会カリキュラム運営専門部会において定期的に検証を行っている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 学生の進路に対応した5コース制を採用し、それぞれのコースにふさわしい科目を配置して、コースの特色を出している。また、多様な分野の法律教育、基礎法教育、外国法教育、比較文化教育、教養教育、外国語教育、リテラシー教育、身体コミュニケーション教育等により、自ら批判的に問題解決することのできる学生の養成を念頭においた教育が可能となっている。
- ・ 専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目がバランスよく配分されている。
- ・ コース制を採用しているが、多様な選択科目が設置され、学生の自立性を尊重した教育が可能となっている。
- ・ カリキュラム運営専門部会を定期的に開催し、教育課程の改善が進められている。

(2) 改善すべき点

- ・ 各コースの特徴をより生かすため、科目配置の適切性・有効性について年次ごとの不断の検証が必要である。
- ・ 法科大学院と学部のカリキュラムの適切化を図る必要がある。
- ・ 本学からの派遣留学生が少ないことについて対策をとる必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 年度ごとに「将来計画検討委員会」の専門部会でカリキュラムの妥当性について学年の年次進行に応じて問題点を洗い出し、検証する。そのため「カリキュラム運営専門部会」の開催を継続して行う。
- ・ 法科大学院との連携をさらに進める。
- ・ 本学からの派遣留学生拡大について、法学部国際交流・留学支援委員会においてさらに検討を進める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 法科大学院におけるカリキュラム内容を「カリキュラム運営専門部会」で検討し、学部カリキュラムの適切化を図る。
- ・ 国際連携機構で全学的な視点で国際交流戦略に加えて、国際交流の推進を学部の基本方針のなかに明確に位置づける。
- ・ これまで行われてきた西シドニー大学・ケンブリッジ大学での夏期法学研修をほかの国に拡大する。

5 根拠資料

資料1 2010年度法学部便覧9～11ページ

資料2 2011年度版法学部ガイド1・11ページ

[IV-2 教育課程・教育内容]

1 目的・目標

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づく教育課程・内容

本章第1項「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針」に示したように、本学の理念・目的を達成するために、本学部では人材養成目的（教育目標）を定め、この実現のために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している（本章第1項参照）。

この方針に沿って、大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）、同条2項（教養教育への配慮）、第20条（教育課程の編成方法）の規定を踏まえ、本学部の教育課程は構築されている。

2 現状（2010年度の実績）

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

① 必要な授業科目の開設状況

表4-1「学部開設科目」を参照のこと。

② 順次性のある授業科目の体系的配置

上記の目標を達成するため、2005年度実施のカリキュラムからは、法律関係科目として、「演習科目群」「法律必修科目群」「コース科目群」「自由選択科目群」の4つの科目群を配置し、さらに「総合教養科目群」「日本語科目群」「情報科目群」「外国語科目群」「保健体育科目群」の5つの科目群を配置している。多様な科目を体系的に配置することによって、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第52条及び「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とする大学設置基準第19条の要請に答えている。

③ 教養教育・専門教育の位置づけ

2005年度より実施のカリキュラムでは、「法律必修科目群」すなわち「現代法入門Ⅰ・Ⅱ」「憲法（人権）Ⅰ・Ⅱ」「民法（総則）Ⅰ・Ⅱ」「刑法（総論）Ⅰ・Ⅱ」を1年次相当の必修科目（16単位）とした上で、「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修とし、「法曹コース科目群」「公共法務コース科目群」「ビジネスローコース科目群」「国際関係法コース科目群」「法と情報コース科目群」のうち各区分で定められた単位を44単位以上選択必修科目として修得しなければならず、また、各コース科目群に「コース専門法律科目」「コース展開・先端科目」「基礎法科目」「外国法科目」「コース専門文化科目」等を配置することにより、「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標に応え、学校教育法第83条に適合するようにしている。

2005年度以降実施のカリキュラムでは、「総合教養科目群」に「人文」系列（「哲学Ⅰ・Ⅱ」「倫理学Ⅰ・Ⅱ」「ことばと文化Ⅰ・Ⅱ」「心理学Ⅰ・Ⅱ」「芸術Ⅰ・Ⅱ」の各科目）、「社会」系列（「政

治学Ⅰ・Ⅱ」「経済学Ⅰ・Ⅱ」「社会学Ⅰ・Ⅱ」「歴史学Ⅰ・Ⅱ」「社会思想史Ⅰ・Ⅱ」),「自然」系列(「物質と宇宙Ⅰ・Ⅱ」「生命と人間Ⅰ・Ⅱ」「数理と情報Ⅰ・Ⅱ」「エネルギーと環境Ⅰ・Ⅱ」「科学と技術の歴史Ⅰ・Ⅱ」の各科目)及び共通講座系列(「自由講座」「総合講座」の各科目)を配置し、12単位を選択必修としているほか、「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修としていることにより、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされている。

2005年度以降実施のカリキュラムでは、English, ドイツ語, フランス語, 中国語, スペイン語, ロシア語, 及び日本語(留学生)のうちからいずれか2言語を選択し、合計16単位を必修としている。会話を中心とした学部間共通外国語科目も8単位を限度として自由選択科目として認定される。加えて4年次まで継続的に外国語科目を選択できるよう科目配置を行っている。また、専門科目として「英語で学ぶ日本法プログラム」の一環として「Introduction to Modern LawⅠ・Ⅱ」,「Business Law in EnglishⅠ・Ⅱ」を設置し、英語を母国語とする教員が講義を行っている。さらに、オーストラリア西シドニー大学法律・ビジネス学部との教育・研究交流協定にもとづく夏期研修の経験を生かし、2010年度からはケンブリッジ大学夏期法学研修を企画し、2010年度は16名の学生を選抜(応募者数30名)した。

表4-1「学部開設科目」を参照のこと。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

① 到達目標の明示、教育目標や教育課程の編成・実施方針と教育内容の整合性

教育課程の編成・実施方針に基づいた「コース制カリキュラム編成」については「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「法と情報コース」「国際関係法コース」という5コース制を体系化しており、これらで「体系的研究及び実践的教育」を実施することによって「法的问题を発見・分析し問題を解決する能力」を養い「社会の担い手としての活動に不可欠な創造的な思考力を養成」するために、科目群「総合教養科目群、日本語科目群、情報科目群、外国語科目群、保健体育科目群、法律必修科目群、演習科目群、コース科目群、自由選択科目群等」を配置して「法的素養並びに国際性豊かな批判的精神、幅広く深い教養、事実を冷静に直視し把握する能力、そしてこれらを統合して自由自在に使いこなすことのできる優れた知的能力を涵養」することを目指している。

② 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

初年次教育として「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修科目として設置している。

高大連携について、高校側から課外講座等の要望がある場合には、講師を可能なかぎり派遣するよう努めている。附属高校の生徒に対して年に1回学部開講科目の試験を実施し、また、希望者には法学検定4級の受験指導を実施している。

さらに、入学前の導入教育として模擬法廷での研修を行っている。スポーツ推薦入学者については、入学前に法学関連書物の講読及びレポート提出を課し、入学後においてはTAによる指導を行っている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目がバランスよく配分されている。
- ・ 学生の進路に対応した5コース制を採用し、それぞれのコースにふさわしい科目を配置して、コースの特色を出している。また、多様な分野の法律教育、基礎法教育、比較文化教育、教養教

育、外国語教育、リテラシー教育、身体コミュニケーション教育等により、自ら批判的に問題解決することのできる学生の養成を念頭においた教育が可能となっている。

- ・ 学生の適性・関心・進路に応じたコースごとに特色ある専門科目が履修可能になっている。
- ・ 「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修とすることにより「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされている。
- ・ 1年次から4年次まで多様な外国語科目を継続して履修することができる。「英語で学ぶ日本法プログラム」では日本法の基礎を英語で学び、将来自らの職務上でその専門知識を活用できるような能力を身につけることが可能となる。
- ・ 少人数による「法律リテラシー」「教養基礎演習」の1年次必修化によって、大学における学習方法の習得が可能となっている。
- ・ 2010年度に法学部で開催している「ケンブリッジ大学夏期法学研修」での学習効果を高めるために、同年度に「留学基礎講座」を科目として開設したことにより、研修参加者がケンブリッジ大学において、充実した学習生活をすごし修了することが可能となっている。

(2) 改善すべき点

- ・ 半期集中・半期完結の完全セメスター制実現に向けての取り組みを積極的に進める必要がある。
- ・ 前期・後期の科目配置の適正化を図る必要がある。
- ・ 授業アンケートの利用が、一部科目に限定され、個々の教員にゆだねたままの状態を改善する必要がある。
- ・ 成績評価の妥当性に対する客観的な評価システムを確立し、学生への説明責任を果たす必要がある。
- ・ 継続的に教育を改善するための組織的な対応をとる必要がある。
- ・ 国際化を推進するために協定校などへの派遣留学生を増やす必要がある。
- ・ 外国からの留学生が減少しており、多様な留学生を受入れるための制度をととのえる必要がある。
- ・ 外国語科目における習熟度の偏りを是正する。
- ・ 附属高校生の大学授業参加による単位認定などが課題となる。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ カリキュラム運営専門部会において、シラバスの内容確認等を行い、セメスターの実質化について調査を行う。
- ・ カリキュラム運営専門部会において、前期・後期の科目配置の現状について調査を行う。
- ・ カリキュラム運営専門部会において、科目群ごとの成績評価について調査を行う。
- ・ カリキュラム運営専門部会において、外国語科目の習熟度別クラス編成について検討する。
- ・ 国際交流・留学支援委員会において、協定校留学生ならびに外国人留学生受入れ拡大の方法について検討する。
- ・ 授業アンケートの実施について教授会等において啓発活動を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 半期集中・半期完結の完全セメスター制実現についてカリキュラム運営専門部会等で具体的に検討する。
- ・ 前期・後期の科目配置について具体的に検討する。
- ・ 学生から異議申し立てがあった場合の第三者による再評価制度を導入するなど、厳格で客観的

な評価システムをカリキュラム運営専門部会等で検討する。

- ・ 全学FD委員会等とも連携しつつ、学部執行部において、「改善項目の自己申告・自己評価制度」など、教育改善システムの実施方策について検討する。
- ・ 授業アンケートについては、全科目での実施を目指すための方策を確立すべきであり、その利用が個々の教員にゆだねられていることに対する改善計画を検討する。
- ・ 派遣留学生を増やすための方策として、①語学力向上プログラムの開発、②留学制度自体の見直し、③帰国学生への就職支援、④留学意欲の喚起を推進する方策を検討する。
- ・ 多様な留学生を受入れるため、入試制度の多様化、日本語教育機関の組織的強化、英語による講義設定も検討する。日本語集中プログラムは、多様なクラス編成を検討するとともに、少人数制クラスを維持することに努める。
- ・ 同一外国語・同一クラスの中での習熟度の偏りに対応するために、「カリキュラム運営専門部会」において教育改善による工夫を進める。
- ・ 高大連携を進めて附属高校生の大学授業参加による単位認定制度を検討する。

5 根拠資料

資料1 2010年度法学部便覧9～11ページ

資料2 2010年度法学部シラバス18～23, 34～74ページ

[IV-3 教育方法]

1 目的・目標

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づく教育方法

本章第1項「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針」に示したように、本学の理念・目的を達成するために、本学部では人材養成目的（教育目標）を定め、この実現のために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している（本章第1項参照）。この方針に沿って、大学設置基準第21条から第27条の2等の定め（単位、授業の方法、履修登録上限の設定等）を踏まえ（大学院、専門職大学院にあっては各設置基準の当該条項を踏まえ）、本学部の教育内容は構築されている。特に、学生の関心を引き出し、学生の能力を高める授業を行なうことを目標とする。そのためには、講義形式の授業だけではなく、少人数の演習や実践的な授業を行なうことによって、学生の主体的な授業への参加を促すことを方針としている。

2 現状（2010年度の実績）

(1) 教育方法および学習指導は適切か

① 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

法学部は、臨時定員増の終了後、恒常定員を800名とすることを決定していたが、規制緩和と二部法学部募集停止に伴って学部定員を2004年度から900名とすることになった。2002年度から、クラス定員を40名にするためクラス増（25クラス体制）を実施したが、2004年度以降の定員増に対応して26クラス体制を実施している。将来的に定員を700名に減らすことについて教授会の決定を得ていたが、その後全学的なチューデント・レシオの方針が示されたことを受けて定員を800名とすることについて検討を進めている。講義科目について教室定員を上回る履修届があった場合には、教室定員を上回らないように担当教員・コマ数を増やすよう制度化し、講

義科目の最大定員を 300 名とする開講基準を策定した。

マルチメディアを活用した教育のインフラはほぼ整っているといえるが、その活用は個々の担当教員の判断に任されている。インターネットを利用した「Oh-o!Meiji」システムの利用については、学生（全学）の利用率は 97%に達するが、教員（全学）の利用率は 30%にとどまる。

遠隔授業等のメディア授業による単位認定のための学則は整備されているが、本学部においてはメディア授業の単位認定を行っていない。

- ② 履修科目登録の上限設定、学習指導・履修指導（成績不振者への対応、個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等）の工夫

法学部では、授業内容の段階的履修を円滑に進め、卒業に必要な単位を年次毎に的確に修得していくため授業科目の年次履修制限単位制を実施している。2010 年度以降のカリキュラムでは各年次 46 単位を上限として設定している。また、2006 年度には一定要件を満たした学生の早期卒業制度を導入し、2007 年度は 3 名が、2008 年度には 4 名、2009 年度は 8 名、2010 年度は 4 名が早期卒業した。

半期ごとの定期試験およびこれに代わるレポート提出が行われる他、外国語や演習科目においては出席による平常点評価が行われることがある。学生の質を確保・検証するための方途として、外国語の各種検定試験や、法学検定試験等、各種検定試験の受験を奨励している。

- ③ 学生の主体的参加を促す授業方法（学習支援、TA の採用、授業方法の工夫等）

面接授業における試みとして、KJ 法やラベルワーク、ブレインストーミング等の創造技法、グループワークやワールドカフェ等の集団技法を用いて学生参画型の授業を展開している教員がいる。一方、ICT 活用授業においては、Oh-o!Meiji クラスウェブによるディスカッション（電子掲示板）上で議論する方法を採用したり、携帯電話を利用したツールやクリックを用いるといった面接と遠隔の両方で利用可能なツールを活用して双方向性を実現している例もある。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

- ① シラバスの執筆要領等に基づく適切な作成と、設置基準に基づく内容の充実

統一様式のシラバス作成を全教員に依頼し、半期 15 週の枠組みにおいて各回の講義内容を個別に記載し、Oh-o!Meiji システム上でも閲覧可能となっている。この結果、シラバスの作成の意義はほぼ全教員・学生に理解され、定着しつつある。

- ② シラバスの適切な履行とその実態の把握（シラバスの到達目標の達成度の調査、学習実態の把握方法等）

授業内容・方法について、語学や体育のような同一科目複数クラスの授業では、ある程度統一性を必要とするため、統一された一つのシラバスを掲載し、個々の教員で異なる点がある場合には、Oh-o!Meiji システム上に個別に掲載することで対応しており、授業内容・方法とシラバスの整合性はとれている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか

- ① 厳格な成績評価（成績基準の明示、授業外に必要な学習内容の明示、ミニマム基準の設定等）

法学部では 2005 年度入学者から GPA 制度を導入し、S (100-90 点) = GP 4, A (89-80 点) = GP 3, B (79-70 点) = GP 2, C (69-60 点) = GP 1, F (59 点以下) = GP 0, T (未受験) = GP 0 の全学統一基準によっている。成績評価基準についてはシラバスに記載している。定期試験の答案用紙は原則として教員研究室または事務室に保管し、学生が成績評価に対して質問や異議がある場合には担当教員がその学生に答案用紙を提示して応答することができる体制がとられている。学生による授業改善アンケートは全学共通の用紙で半期に一度全教員を対象に少なくとも 1 講義科目について行われることになっている。授業改善アンケートの結果は教務事務室で集計

され、各教員に通知され、統計値はホームページ上で公表されている。

② 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性、単位計算方法の明示

予習復習時間を考慮し、講義および演習科目は15時間の授業をもって1単位とし、実習および実技科目は30時間の授業をもって1単位としている。

③ 学内規程・基準に基づく適切な既修得単位の認定状況

学生が自ら留学先を探し学部が留学を認めた認定校や外国の協定校への留学については、本学部設置科目と同一科目の場合、現地での履修時間を勘案して本学部の科目として認定している。一方、本学部設置科目と同一科目名でない場合であっても、現地での授業内容や時間数をシラバス等で確認できる場合には、関連する教員の意見を聞いた上で教授会に諮り、留学関係科目A～E I～IIIとして認定している。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

① 研修の実施状況と研修を通じた授業改善プロセスの明示

学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目について実施している。全学FD委員会が開催する各種FD講習会に法学部教員も参加している。

2010年度から開催しているケンブリッジ大学夏期法学研修においては、帰国後の報告会と報告書の作成を行い発刊・公表している。

統一項目が印刷された授業改善アンケートを少なくとも講義科目1科目について担当者全員が半期ごとに実施するようにしている。授業改善アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている。

半期ごとに授業改善アンケートを実施し、その結果を個別に担当教員に通知し、教育改善については担当教員の自主性に委ねている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 多人数教育による弊害が減少しつつある。
- ・ シラバス内容の記述にみられた精粗、特にシラバスへの成績評価基準の明示については、「助言」項目に挙げられたこともあり、かなりの改善が見られる。
- ・ 半期履修制の全学的な導入により、海外留学関係科目数の認定が増えたことで、効率的に留学先単位を認定できている。2008年度～2010年度にかけて留学した5名（4年次に帰国）中、4名は留年することなく卒業できている。

(2) 改善すべき点

- ・ 学生定員削減が実現していない。大規模授業の削減は担当教員のコマ数増につながり、負担が増大する。
- ・ メディア授業導入による教育方法・教育効果について学部内では検討がなされていないため、メディア授業の可否を検討のうえ別表へ注記する方針をとる必要がある。
- ・ 各種検定試験の受験は学生の任意によるものであり、学部学生の全体的な質の検証につながらない。
- ・ セメスター制と学年制が併存しており、履修および学修に混乱を招く可能性がある。
- ・ アンケート結果が授業改善に反映されていることを検証するための改善方法とそのためのシステムが構築されていない。
- ・ 教育評価の成果を教育改善に直結させる組織的なシステムの確立を検討する必要がある。

具体的には、本件を所轄する教育の情報化推進本部に改善要望を上げることとする。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 具体的な学部定員削減について教授会で検討する。
- ・ 学部執行部及び各種委員会において、メディア授業を含む次世代教育についての検討を進める。
- ・ 授業アンケートの実施状況を調査する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 少人数教育の実質化を図るため「年度計画書」等で専任教員の増員の方策を策定する。
- ・ 教務部委員会及び全学教員研修（FD）委員会などの関係部署と連携して調査の上、授業評価の活用を適切なものとする。
- ・ 一層の国際化のために各学部は英語による授業の一層の展開が求められている、単独学部の展開には限界があり、全学的視点に立った積極的な取り組みを求めて行く。
- ・ 各学部等の入試制度の多様化が進む中で、社会人や留学生、スポーツ入学者等多様な学生を受け入れている。多様な学生に対応するための「学習支援室」は、一層の支援体制の充実・強化を図る必要がある。
- ・ 授業改善事例の収集と公開等を工夫するため情報部門と緊密に連携して、教育の革新への提案とそれにとまなう改善方法論を確立すべく、教育開発・支援センターにおいて詳細化を進めていくことが課題である。
- ・ 国際交流に地域的な偏りが生じないように配慮し、海外拠点として主要都市にサテライトオフィス・キャンパスを増設し、地域研究及び産学連携、留学生確保を行うことも課題となる。

5 根拠資料

資料1 2010年度法学部シラバス

資料2 2010年度ケンブリッジ大学夏期法学研修報告書

資料3

[IV-4 成果]

1 目的・目標

(1) 教育目標に沿った学習成果の測定基準

本章第1項「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針」に示したように、本学の理念・目的を達成するために、本学部では人材養成目的（教育目標）を定め、この実現のために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している（本章第1項参照）。学習成果の測定基準は、学位授与基準において、人材像を定め、この人材像に向けた具体的到達目標を明示し、一定の基準としている。

学位授与方針に定める目指すべき人材像の育成に向けた具体的到達目標

教育課程の理念

法学部は、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を目標に、総合教養科目群、

日本語科目群，情報科目群，外国語科目群，保健体育科目群，法律必修科目群，演習科目群，コース科目群，自由選択科目群等を体系的に履修できるようにしています。

教育課程の構成

少人数教育に主眼をおいた演習科目群として，1年次必修の「法律リテラシー」と「教養基礎演習」があり，初年次導入教育の役割を担っています。その他，1・2年次を対象とする「プロゼミ」，2年次対象の「法律基礎演習」，3・4年次対象の「専門演習」があります。その他の科目群は，法律関係科目と法律関係以外の科目とに分かれます。法律関係科目は，法律必修科目群，コース科目群，自由選択科目群からなります。法律必修科目群は，すべて1年次の必修科目で「現代法入門」「憲法（人権）」「民法（総則）」「刑法（総論）」を学びます。

2～4年次では，各コース科目群を履修していきます。自由選択科目群は，各種の資格試験に必要な科目を中心に配置しています。法律関係科目以外では，総合教養科目群，日本語科目群，情報科目群，外国語科目群，保健体育科目群等があります。総合教養科目群は，基礎と教養を習得できるように，人文・社会・自然・共通講座の4領域に分けられています。日本語科目群では「日本語文献精読」が必修です。情報科目群には，学部共通情報関連科目に加えて，法学部独自の「情報と社会」「法情報学」があります。外国語科目群は，6言語のうち2言語が必修ですが，学部間共通外国語では6言語以外の言語も単位認定しています。

2 現状（2010年度の実績）

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

- ① 学習成果を測定するための評価指標の開発及び教育内容・方法等の改善への活用状況
 - ・ 新司法試験に向けては，法科大学院既習者コース進学を想定した「法曹コース」（定員制）を設け，「憲法特講」「民法特講」「刑法特講」など手厚い授業編成によって対応している。国家公務員試験等については「公共法務コース」を設けて対応している。司法書士試験については「登記・供託法」を「ビジネスローコース」のコース展開・先端科目として配置している。

また，課外講座として，「法制研究所」における各種講座のほか，「法科大学院入試対策講座」を実施している。司法書士試験に向けては若手司法書士による講演会および司法試験対策入門講座を実施している。
 - ・ 学部執行部が中心となり，成績データの統計処理等，教育効果を測定するために必要な基礎作業を行っている。学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに1科目以上実施し，その結果をアンケート実施教員に伝え教育効果向上の一助としている。2005年度からはGPA制度を導入し，より客観的な成績の測定が可能となっている。
 - ・ 卒業生の進路状況：2010年度のデータでは，金融26.7%，運輸・旅行・広告・観光・サービス業15.4%，教育・公務20.9%，製造業10.6%，新聞・出版・放送・情報・通信9.5%，商事・卸・小売業9.3%，建設業・不動産業5.6%である。進学・海外留学等は125名，各種試験受験者は85名を数える。大学全体の就職委員会に委員を派遣し，就職事務部作成の就職概況にもとづき，就職動向を把握している。
 - ・ 半期ごとの定期試験およびこれに代わるレポート提出が行われる他，外国語や演習科目においては出席による平常点評価が行われることがある。学生の質を確保・検証するための方途として，外国語の各種検定試験や，法学検定試験等，各種検定試験の受験を奨励している。
- ② 学生の自己評価，卒業後の評価（就職先の評価，卒業生評価）の実施

- ・ 学部執行部が中心となり、成績データの統計処理等、教育効果を測定するために必要な基礎作業を行っている。学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに1科目以上実施し、その結果をアンケート実施教員に伝え教育効果向上の一助としている。2005年度からはGPA制度を導入し、より客観的な成績の測定が可能となっている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

- ① 卒業・修了の要件（学位論文審査基準）の学生への事前の明示
学部便覧およびシラバスの「卒業に必要な単位」の部分に記載している。
- ② 学位授与手続きの適切性、学位授与方針に従った学位授与の実施
学部教授会の審議事項として、厳正に学生の卒業認定を行っている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 法科大学院既習者コースへの進学のために、約200名の「法曹コース」が設置されたことにより、法科大学院との教育・研究ネットワーク形成が可能となる。
- ・ 法学教育を生かせる分野への就職・進学が可能になっている。

(2) 改善すべき点

- ・ 法科大学院において求められる基礎的能力が必ずしも明確ではないため、カリキュラムの適切性を検証することが難しい。
- ・ 付属高校と学部での教育が必ずしも有機的に連携していない。
- ・ 大学院法学研究科に進学し研究者を目指す学生が少ない。
- ・ 法科大学院等への進学において早期卒業制度が運用されているが、例外的な扱いから脱却できていないため、必ずしも優秀な学生へのインセンティブになっていない。
- ・ 教育効果測定の要素についての検討が不十分である。
- ・ 学部独自の協定校づくりが進んでいないため海外大学との学生交流が広がらない。
- ・ 各種検定試験の受験は学生の任意によるものであり、学部学生の全体的な質の検証につながらない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 学部執行部と付属高校の連絡会議を通して高大連携の課題を検討する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 本学法学研究科と協議し、学部ガイダンスの充実等で研究者となる進路の啓発に努める。
- ・ 早期卒業の要件について「カリキュラム運営専門部会」で見直しを図る。
- ・ 学部学生の全員が各種検定試験を受験するような制度化をカリキュラム運営専門部会等で検討する。
- ・ 司法試験・公認会計士試験等の受験指導のために国家試験指導センターという全学的な組織的支援体制が確立され、一定の成果を上げてきたが、合格者数をさらに増加させるため、国家試験指導センター「法制研究所」の組織改革等、具体的な改善方策を検討する。
- ・ 協定校の拡大に関しては、欧米の大学においては法学部が設置されておらず容易ではないが、他の学部とも連携して推進する。
- ・ 「カリキュラム運営専門部会」において教育効果測定の研究とともに施行のための検討を進める。

5 根拠資料

資料1 就職状況2010年度

資料2 2010年度法学部便覧

資料3

V 学生の受け入れ

表5-1 入試形態別志願者数

大区分	小区分	2008年	2009年	2010年
一般入試	一般選抜入試	6,493	5,133	5,596
	全学部統一入試	2,391	2,492	2,564
	大学入試センター試験利用入試（前期）	3,651	4,043	4,725
	大学入試センター試験利用入試（後期）			
推薦入試	付属高校からの推薦入試	118	113	107
	学部が指定する高校からの推薦入試	66	73	65
特別入試	スポーツ特別入試(A0 スポーツ含)	59	41	39
	帰国生特別入試	43	43	24
	社会人特別入試	8	7	1
	公募制特別入試			
	自己推薦特別入試			
	A0入試（一般）			
	A0入試（付属）			
	外国人留学生入試	8	18	9

表5-2 年度別入学定員と入学定員超過率

定員	2007年度		2008年度		2009年度		2010年度	
	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率
900名	884	0.98	881	0.98	952	1.06	1,009	1.12

表5-3 外国人留学生の状況

	2008年	2009年	2010年
全入学者	881	952	1,009
留学生入学者	5	2	2
留学生割合（%）	0.57%	0.21%	0.19%

表5-4 社会人学生の状況

項目	2008年	2009年	2010年
全入学者	881	952	1,009

社会人入学者	3	1	0
社会人割合 (%)	0.34%	0.11%	0%

表5-5 編入、学士入学、転部・転科・転専攻 入学者数

種別	2007年	2008年	2009年	2010年
編入学生	3	1	1	0
学士入学者	1	0	0	0
転部・転科・(転専攻)				

※2010年5月1日現在

1. 目的・目標

(1) 入学者の受け入れ方針（アドミッションポリシー）

学校教育法第90条における大学入学資格の定めに沿って、「教育方針と教育目標」と「入学志願者に求める高校等での学習への取り組み」からなる入学者の受け入れ方針（「法学部アドミッションポリシー」）を定め（2010年3月9日開催教授会）、明治大学ホームページおよび明治大学「入学試験要項」で公表している。この入学者受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針とともに検討され、当学部の教育課程で学ぶに必要な要件等を定め、入学志願者の学部選択、大学選択に資するものとしている。

- ・ 法学部では、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を教育理念に掲げてきた。その理念の達成のためには、学生募集と入学者選抜において、次の4つを主な具体的目標・目的として設定している。
 - ①適切な学力判定のできる入試をすること、
 - ②多様な学生にチャンスを与えられるようにすること、
 - ③偏差値主義の弊害を減らすこと、
 - ④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること、
 これらの実現のために、入試制度検討専門部会などが中心になって、さまざまな取り組みをしてきている。
- ・ 本学部は2010年3月に「法学部アドミッション・ポリシー」を策定し、上記「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という法学部の教育理念を具体化し、幅広く高度な教養教育・基礎法学教育・多様な法律分野にわたる専門教育を行い、これを基礎とした豊かな人間性・人権感覚・法的思考の涵養を通じて、現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手を育成すること、が「教育目標」である、と教育目標を明確に示した。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

- ① 求める学生像及び入学にあたり習得しておくべき知識等の内容・水準の明示

本学部 2010 年 3 月に策定の「法学部アドミッション・ポリシー」の中で、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という法学部の教育理念を具体化すると、幅広く高度な教養教育・基礎法学教育・多様な法律分野にわたる専門教育を行い、これを基礎とした豊かな人間性・人権感覚・法的思考の涵養を通じて、現代社会の要請に応えうる自律的な市民社会の担い手を育成すること（教育目標）、である旨、明示している。このような教育を是とし、自らそのようなものたらしめようと意欲する学生を求めていることを明らかにしている。

さらに、この「法学部アドミッション・ポリシー」の中で、この知識等の内容・水準に関わる言及をしている。すなわち、学部の教育目標とされる「法的素養を身につける」ためには、大学入学後はもちろん、高校でも基本となる幅広い教科を学習しておく必要がある、としたうえで、以下のように、各受験科目の必要性を具体的に示している。

- 1) 一定の国語力が必須である⇒複雑な法律用語の理解のために不可欠である。
- 2) 外国語の習得も有益⇒法律の解釈・運用は、どのような場面でどのような言葉が使われるかの学習を必要とし、外国語習得がこのような学習に相通じるため。
- 3) 日本史や世界史（とりわけ近代市民社会の歴史）、あるいは政治・経済等の基本的な理解⇒法律は社会と不可分である。
- 4) 数学や理科系の科目の学習も有益⇒法律の学習には論理的思考力も必要とされる。

さらに、多様な理科系科目の選択も可能な大学入試センター利用入試等により、理科系の学力を有する者の受験機会をも確保している旨、明示している。

ここでは、その水準は明らかとは言えないが、入学に際し習得しておくべき科目・内容を明らかに示している。

② 障がいのある学生の受け入れ方針

学部の目標・目的「②多様な学生にチャンスを与えられるようにすること」との関連で重要なものと位置付けうる「障がい者受け入れ」については、本学においては、まず受験する段階で、志願者が入学センターに「特別措置申請書」を提出し、それに基づいて各学部で審議依頼が回ってくる。学部段階では、志願者の障がいレベルや入試実施・入学後の特別措置要望について学部執行部で審議し、可能な対応について回答し、その可能な対応を理解してもらったうえでなお志願者が受験を希望するのであれば、当該入試の受験を実施している。法学部の場合、受け入れの可否について特に教授会で審議することはない。このように、学部としては、全学的な対応・連携の中で障がい者の受け入れに対応している。なお、障害者受け入れについての全学的なガイドラインがあるわけでもなく、学部としては「志願があったら可能な範囲で対応」というのが現状である。

③ 学生の受け入れ方針の受験生を含む社会への公表

求める学生像および入学にあたり習得しておくべき知識等の内容を明示している「法学部アドミッション・ポリシー」については明治大学ホームページおよび明治大学「入学試験要項」において他学部のそれとともに公表している。ただ、この公表の仕方であると明治大学のどの学部を受験しようかと考えている受験生には有益であるが、法学部を受験したいがどの大学の法学部にしようかと考えている受験生にはあまり目に留まらない可能性が大きく、後者の受験生に向けたより実効性ある公表の仕方を、例えば、『法学部ガイド 2013』といった学部独自の冊子等においても掲載する等、検討する必要がある。

障がいのある学生の受け入れ方針の公表については、その受け入れ自体が全学的対応の中で行われている関係で学部独自の公表という形はとらず、各学部の各種「入学試験要項」の中に「身体の機能に障害があり、受験および修学上特別な配慮を必要とする者は、出願締切日の 1 か月前

までに必ず志望学部の事務室に問い合わせてください。」と記載し、注意を促している。障害のある受験生からはこれにより学部事務室に問い合わせがあり、教授会においてこのような障害のある者の受験がある旨報告されその受験に対応しており、また、現実に入学してきた際にはその障害に応じた授業対応の必要性が教授会で知らされ、各教員や支援学生チームがそれら障害者学生をサポートしている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

① 学生の受け入れ方針と学生募集、選抜方法の実態との整合性

本学部では、法学部の教育理念・4つの目標目的を明示し、一般入試、大学入試センター試験利用入試、等11種に及ぶ多様な入試を実施し、一般入試、大学入試センター試験利用入試等の偏差値主義に傾斜しがちな入試からだけでなく、指定校推薦入試、海外就学者特別入試、外国人留学生入試、社会人特別入試(マスターズ入試)、編入・学士入学試験等の一人ひとりの個性を重視した特別入試制度からも、多様な能力・多様な夢を有する学生を受け入れてきた。2010年度においてもこれらの入試制度のいくつかにつき、特に本学部の目標・目的「②」との関連で、2011年度入試あるいはそれ以降の入試に向け、以下のような、具体的検討を行った。

- ・ 国立型の受験生を受け入れることで多様な受験層・入学者層の確保を意図している本学部センター試験利用入試(3科目・4科目・5科目方式)について、2012年度からの大学入試センター試験にその「地理歴史・公民」教科に「倫理、政治・経済」という新科目を加え、より幅広い受験科目を認めようとしているのを受けて、前述のような本学部のセンター試験利用入試の趣旨に合致するものとして、センター試験利用入試全方式にその新科目を利用することを決定した(2010年7月22日教授会決定)。
- ・ 本学部の外国人留学生入学試験では、従来「日本留学試験」の受験を要件としてきたが、この日本留学試験は中国や欧米諸国現地では実施されておらず、これらの国々からの留学希望者は、日本国内等でのその日本留学試験を受ける必要があった。その試験に対し、それらの国々では「日本語能力試験」が実施されており、本学部の外国人留学生入学試験にこの日本語能力試験を導入することはこれらの国々からの優秀な留学生確保に有効と思われるので、2012年度入試から最上級「N1」を受験要件とする「日本語能力試験」を導入することとした。ただ、日本留学試験は日本の大学等での勉強に対応できる日本語力(アカデミック・ジャパニーズ)の測定を目的としているのに対し、日本語能力試験は一般的な日本語能力の測定を目的としており、また、現時点では外国人留学生入学試験を実施している大多数の大学は日本留学試験を導入していることから、当面「日本語能力試験」の導入は「日本留学試験が実施されていない国に在住する者」に限ることとした。なお、本学部で従来から導入している日本留学試験では、「日本語」科目のみを要件としてきたが、本学部以外の各学部は「総合科目」等の受験をも要件としているので、本学部のこの試験で入学した学生の学部成績等も調査のうち、必要があれば「日本語」以外の科目受験を要件とすることも検討する、また、それに伴い、日本語能力試験を受験して出願する者に対しては、各国の大学入学統一試験等の受験を要件とすることも検討する、こととした(以上、2011年2月18日教授会決定)。

また、本学部の外国人留学生入学試験では、2008年度入試(2007年度実施)より、TOEFLスコア提出を要件としたが、合否判定の際に設定される欠格点が他学部の出願要件に比して、かなり高い点数であるため、日本留学試験や小論文の点数が極めて高い者も過去に不合格になっている事実があるので、英語科に欠格点見直しにつき検討依頼をし、その検討結果 TOEFL スコアに関する改訂案が提案され、この提案を尊重し、TOEFL スコアの欠格点の見直しをすることにした(2011年2月18日教授会報告・了承)。

- ・ 近年減少している地方出身者の入学者を確保するため 2007 年度から実施してきている「指定校推薦入学制度」については、当該制度実施後 3 年目を経たことから、2009 年度に引き続き 2010 年度も当該入試規定に基づき実績を踏まえ指定校の一部見直し等を行ったが、全般的見直しにつながる地域ブロック及びそのブロックごとの指定校数配分は入試実績が十分でないことから今しばらく（あと 2 年ほど）検証するため変更しないことにした。今後入学者の追跡調査を基礎に分析を進め、全般的な見直しを検討する。
- ・ 2010 年度入試からより多くの社会人が入学しやすいように対象年齢を 50 歳以上の者とし、入試科目から外国語を廃止して小論文および個別面接とする「社会人特別入試（マスターズ入試）」を実施しているが、2010 年度入試の志願者は 1 名・合格者 1 名（入学辞退）、2011 年度入試の志願者 1 名・合格者 0 名、という状況にある。今後数年の志願者数および合格者数・入学手続者数の状況を踏まえて改めて当該入試制度自体の見直しの必要性を判断することになる。当然その間に社会人教育のための独自のカリキュラム等を視野に入れたカリキュラム案策定のための問題点の整理を並行して進めることが必要になる。
- ・ 2008 年度には、他大学や他学部で導入されている AO 入試について、その問題点を整理した検討のたたき台作成を掲げたが、当該制度の入学者には基礎学力がない等の弊害が多くみられる状況に鑑み、「入試制度検討専門部会」において慎重に検討を行い、その実現の可能性を探ることにした。2009 年度入試より実施している「スポーツ特別入試」について、本学部はその一環として 40 名のスポーツ選手を募集・受け入れて、これらの学生の入学後の成績不振傾向に対しては本学部独自に大学院生 T A による学習支援を行っている（2009 年 11 名、2010 年 12 名、2011 年 16 名）が、支援を受けた学生数の統計はないものの、それら T A からの聞き取りによるととなくない学生の利用・相談もありまた勉学への意欲を途切らせない上でその効果もあるとのことであり、引き続きその支援を行っていくことが必要である。

② 学生募集，入学者選抜を適切に行うための必要な規程，組織，責任体制等の整備

本学部において学生募集・入学者選抜を適切に行うための必要な規程・組織・責任体制等の整備につき中心となるのは「法学部将来計画検討委員会」のなかの「入試制度検討専門部会」であり、およびこれと連携して「法学部将来計画検討委員会」のなかの「法学部カリキュラム運営専門部会」も検討に当たっている。毎年入試問題策定および採点の中心となるのは毎年構成される法学部入学試験委員（試験科目ごとに複数の委員）であり、この入学試験委員の下に構成される採点委員である。これらの組織は毎年適切に機能し、改善を重ねてきている。また、学部教務主任も重要な位置を占める。すなわち、科目等履修生や聴講生等の受入れに際し、科目等履修生との面接の中でその履修目的を聞くなどして履修に関わる適切なアドバイスを行ったり、編入生との面談において他大学での履修専門科目・語学科目や教養科目の一括認定を話し合う中で決めていく、といったようにきめ細かな対応を実現しているからである。もちろん、こうした委員会や委員の任務遂行の上で事務組織の果たす役割を欠かすことはできない。

入試情報漏洩等防止には全学と連携しつつ学部でも全力を尽くすとともに、入試問題等の開示はホームページ等を利用して行う等、入学者選抜試験実施体制の適切性や公正性および入試問題の公正・妥当性については、学内外の評価機関の評価を踏まえつつ継続的に意を払っている。また、それらの評価方法が一面的になったり、ルーティン化してしまう危険を避けるべく、全学的評価制度の改善を図るよう学部としても協力していく。

外国人留学生受入れに関しては、学部独自での見直し以前に大学全体の受入れ態勢に負うところが大きいため、国際教育センター等全学レベルからの情報取得を踏まえそれらと連携する中で学部として対応していく。

③ 公正・公平な学生募集，受験機会の保証，受験生の能力を適切に判定する入学者選抜方法

前述②の委員会および委員そして事務体制で，公正・公平な学生募集，受験機会の保障，受験生の能力を適正に判定する入学者選抜方法につき毎年検討を加えている。また，入学試験問題に関わっては，受験生の能力を適切に判定するに足るものであるかにつき予備校等の評価意見を求めるなどの努力もしている。

(3) 適切な定員を設定し，入学者を受け入れるとともに，在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

① 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念の達成のための教育を確実に進めていくためには学生定員の適正化が不可欠であり，そのため，2006年度より900名としてきた法学部の学生定員を，将来的には全学部再編の中で900名定員を700名定員とする旨教授会決定しているところである(2005年7月21日教授会承認)。また，前述の法学部の教育理念達成のための法学部の4つの目標・目的には「④適正な規模の募集人数だけでなく，学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること」を掲げ，収容定員に対する在籍学生数比率の適切化に努力してきている。すなわち，学生収容定員のうち指定校推薦入試等の特別入試定員枠を増やす中で入学者数の定員超過要因である一般入試定員枠を520名(2009年度入試)から450名(2010年度入試)に削減することによりその比率の適切化を追求してきた。2011年度入試ではさらに435名に削減した。特別入試にしても一般入試にしてもそれぞれの具体的入学手続者数は不確定であるとはいえ，この努力の成果は入学者超過率が0.99(2007年度入試)，0.98(2008年度入試)，1.06(2009年度入試)，1.12(2010年度入試)と少ない範囲で推移していることに現れており，入学定員と入学者数の比率の適切性に大きく影響しているとともに，収容定員に対する在籍学生数の比率の適切性に大きく寄与している。しかし，在籍学生数は学生の2年生から3年生への学年進学数及び卒業生数(4年次原級者数)と密接に関連し，カリキュラムの在り方，学生の勉学努力はもちろん，特に現役4年生の就職状況(就職未決定者の留年)にも関わるので，今後とも学部独自にまた全学的にきめ細かな対応の検討を継続的していかなければならない。

② 収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

収容定員に対する在籍学生数の過剰に対しては①に述べたように対応してきているが，基本的には，特別入試による受け入れ学生数と関わらせて一般入試による受入れ学生数の見直しを検討するなかで，定員に対する在籍学生数の過剰を解消する。

(4) 学生募集及び入学者選抜は，学生の受け入れ方針に基づき，公正かつ適切に実施されているかについて，定期的に検証を行っているか

全学的入試問題外部評価制度に則り外部機関に入試問題の評価を委託し，学内的にはその評価を受けて入試問題の見直しや入試科目の追加等を行っている。全学的入試問題外部評価制度に関わっては依頼する外部機関を年度ごとに変えたり，評価方法に工夫を持たせたりすることで，評価が一方的になったり，ルーティーン化してしまう危険を避ける努力をする必要がある。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

本学部2010年3月に「法学部アドミッション・ポリシー」を策定し，その中で，「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という法学部の教育理念を具体化し，前述した(1頁参照)教育目標を明示した。また，その中で，学部の教育目標とされる「法的素養を身につける」

ために、大学入学後はもちろん、高校でも基本となる幅広い教科を学習しておく必要がある、としたうえで、前述したように(23頁参照)各受験科目の必要性も具体的に示した。こうしたことは、我が法学部の教育の要点を理解し、この学部で学ぶ機会を獲得するため高校において、そして大学入学後も、どのような科目等や学問分野の基礎知識を身につけることが期待されているかを、示したもので、受験生にとっての指針となるとともに、法学部の学生および教職員に対しても改めて我が学部の教育の理念・目標を再確認させるものである。

公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行うために2010年度も、1)センター試験利用入試(3科目・4科目・5科目方式)について、2012年度からの大学入試センター試験にその「地理歴史・公民」教科に「倫理、政治・経済」という新科目を加え利用することとしたこと、2)本学部の外国人留学生入学試験における受験要件「日本留学試験」に関わり、「日本留学試験が実施されていない国に在住する者」に限ってであるが、2012年度入試から最上級「N1」を受験要件とする「日本語能力試験」を導入することとしたこと、また3)外国人留学生入学試験におけるTOEFLスコア提出要件の欠格点見直しをしたこと、など、いくつかの入試制度につき検討を加え、改善を行ったが、これらの改善については次年度以降に良い効果が表れるのを期待するところである。そこで、以下では、これまでのいくつかの学生受け入れに関わる改善策の中である程度効果が出てきているかと思えるものを、数少なくはあるが、摘示する。

- 1)一般入試に関わり、2009年度入試から、全学部統一試験の試験科目については選択科目に理科と数学の追加を、また、センター試験利用入試については、4科目方式・5科目方式の導入及び3科目方式につき選択科目に理科と数学の追加を行い、法学教育にとり重要な論理的思考の基礎的素養を有すると考えられる理科や数学に秀でた志願者への道を開き、入試を実施してきたが、全学部統一入試志願者数が、2008年度には2,391人であったのに比し、2,492人(2009年度)、2,564人(2010年度)と増加傾向にあり、また、大学入試センター試験利用入試志願者数も、3,470人(2007年度)、3,651人(2008年度)であったのに比し、4,043人(2009年度)、4,725人(2010年度)と増加傾向がはっきり見て取れる。
- 2)地方出身者の入学者を確保するため実施してきている「指定校推薦入学制度」について、2009年度に行った「推薦」に関わる「出願資格」見直しにより、指定校側の推薦根拠記載も明瞭になり、また、推薦を受け付ける本学部側でも事務処理が簡便となった。
- 3)2009年度入試より実施している「スポーツ特別入試」による本学部への毎年40名前後のスポーツ選手入学者向けに、本学部独自に行っている入学後の成績不振傾向に対する大学院生TAによる学習支援は、必ずしも全員とはいえないが支援を受けた学生の中には学問に関心を抱く者もでてきており、成績不振脱却に一定の効果をあげている。
- 4)本学部は学生定員を2006年度より900名とし、指定校推薦入試、編入学制度改革、全学部統一入試やセンター試験利用入試の改善の中で一般入試定員枠を2009年度入試(2008年度実施)から520名としていたが、2010年度入試(2009年度実施)では450名に削減し、さらに2011年度入試(2010年度実施)では435名に減じた。これにより、入学者数の定員超過要因を減少させ、入学定員と入学者数の比率の適切性を図ってきた。この結果、入学者が2004年度940名、2005年度975名、2006年度1122名と増加傾向にあったことから一転し、2007年度884名、2008年度881名、2010年度1009名(入学手続き者数予想の読み違いの結果)の入学者と大幅に減ることとなった。その結果、本学部在籍者数は、2004年度4252名、2005年度4133名、2006年度4218名、2007年度4034名、2008年度3990名、2009年度3937名、2010年度3888名、2011年度3827名と減少し、そこで、大学全体からの本学部への教員数増の配慮にもより、また、2006年度までの大人数の入学者の大半が2010年度までには卒業したことにもよるのだが、教

員 1 人当たり学生数は 2004 年度 57.5 名、2005 年度 55.1 名、2006 年度 54.8 名、2007 年度 49.8 名、2008 年度 48.1 名、2009 年度 47.4 名、2010 年度 45.7 名、2011 年度 44.5 名と着実に減少し、教員にとって教育上また学生にとって学習上適切な状況が着実に実現されつつあると見てよい。

(2) 改善すべき点

法学部では、前述のように(1 頁参照)学部の教育理念、4 つの主な具体的目標・目的を設定し、さらに今年度は学部アドミッション・ポリシーにおいてこの教育理念に則った教育目標を明確にして、学生の受け入れに緩むことなく、検証・見直し・改革案確定・実施・検証を続けてきているが、これまでの、特に 2009 年度そして 2010 年度さらに 2011 年度にかけての実施・検証から、改善すべき点あるいは検討すべき点もいくつか浮かび上がってきている。

- 1) 学部の教育理念・教育目標を実現する上で、また、法学部の学生募集と入学者選抜における 4 つの目標・目的の「④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること」を達成する上でも、学生定員の定員を適正化することがますます重要になってきている。全学の学部再編の中で、学生定員を現在の 900 名から教授会で決議済みの 700 名にできるだけ早く削減することである。
- 2) 高大連携強化のため、付属高校における高大連携授業と夏期講座、一般高校への出張講義のほか等を積極的に実施しているが、必ずしもそれらからの志願者増加につながっていない。今後特に入学前指導充実のための具体的方策の検討を行う必要がある。
- 3) 一般入試については、前述 1) の学生定員の適正化と関連させつつ、また、偏差値主義の弊害を防止し個性を重視した多様な学生の確保の観点から、特別入試の在り方との兼ね合いをも考慮しながら、今後ともよりよい入試制度作りを検討していく必要がある。優秀な入学者を受け入れるために、飛び入学制度も検討対象となろう。
- 4) 指定校推薦入学制度については、当該制度実施後 3 年目を経たことから、2009 年度に引き続き 2010 年度も当該入試規定に基づき推薦実績を踏まえ、指定校の一部見直し等を行ったが、全般的な地域ブロック別定数の見直しには、今後入学者の追跡調査を基礎に分析を進める必要がある。
- 5) 社会人特別入試（マスタース入試）については、今後数年の志願者数および合格者数・入学手続き数の状況を踏まえて改めて当該入試制度自体の見直しの必要性を判断することになる。その間に社会人教育のための独自のカリキュラム等を視野に入れたカリキュラム案策定のための問題点の整理を進めることが必要になる。
- 6) AO 入試に関わっては、当該入試による入学者の基礎学力不足等の弊害ある者が多くみられることから、その問題点を整理した検討のたたき台作成を見合わせているが、今後どのように扱うか慎重に検討を行い、その実現の可能性を探ることにはしたい。
- 7) 海外就学者特別入試については、2009 年度の改正・実施を踏まえた入学者が学部の教育理念・教育目標に照らしたときにどのような学生として成長し、巣立っていったかを検証する中で、改めて当該入試制度を見直すかの検討をすることになる。
- 8) 学生収容定員に対する在籍学生比率の改善との関わりでは、入学手続き率・入学手続き数という不確定要素はあるものの、主として多様な個性豊かな特別入試による入学定員率との関連も考慮しつつ前述の 1) の入学定員の適切化と一般入試による受け入れ学生数の見直しのなかで、その改善を図ることになる。ただ、在籍者数は学生の 2 年生から 3 年生への学年進学数及び卒業生数（4 年次原級者数）と密接に関連し、カリキュラムの在り方、学生の勉学努力はもちろん、特に現役 4 年生の就職状況（就職未決定者の留年）とも関わるので、今後とも学部独自に

また全学的にきめ細かな対応の検討を継続的に行っていかなければならない。

- 9) 外国人留学生受入れに関しては、学部独自での見直し以前に大学全体の受入れ態勢に負うところが大きいため、国際教育センター等全学レベルからの情報取得を踏まえそれらと連携する中で学部として対応していくことになる。
- 10) 編入学者受入れに関わり、その増加のためにも、他大学等での体育や語学等の単位未履修科目を多数履修しなければならない学生に本学部における法律科目履修機会を確保させるため、編入学者に対する語学科目や教養科目を一括認定することの問題点の整理を、2009年度の課題としながら実行せず、また、2010年度も着手しないまま終わってしまった。2011年度にこそ着手する必要がある。
- 11) 本学部が求める学生像および入学にあたり習得しておくべき知識等の内容を明示している「法学部アドミッション・ポリシー」の公表については、明治大学ホームページおよび明治大学「入学試験要項」において他学部のそれとともに公表(この公表の仕方であると明治大学の学部間比較には有益であるが、法学部を受験したいがどの大学の法学部にしようか考えている受験生にはあまり目に留まらない可能性が大きい)だけではなく、法学部を受験したいがどの大学の法学部にしようか考えている受験生に向けたより実効性ある公表の仕方を、例えば、『法学部ガイド2013』といった学部独自の冊子等においても掲載する等、検討する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

上記改善すべき諸点のうち、6) AO入試に関わる検討および11)「法学部アドミッション・ポリシー」の公表の方法は法学部入試制度検討専門部会およびそれと連携した事務組織のもとで、10) 編入学者の他大学での履修科目単位の単位認定に関しては教務主任との話し合いを踏まえ法学部カリキュラム運営専門部会で検討する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

上記改善すべき諸点のうち、6) 10)を除く諸点は中期的課題となる。1)は学部執行部で、2)3)9)は学部入試制度検討専門部会で、4)5)8)は学部入試制度検討専門部会が主としなり学部カリキュラム運営専門部会が協力して、7)は学部カリキュラム運営専門部会が主となり、継続的に検証・検討する。なお、1)の学生定員の適正化(700名への削減)は全学的学部再編に絡まるもので、「総合数理学部(仮称)」が具体化されつつあり、また、「スポーツ科学部(仮称)」が取りざたされている現在、早期に実現される可能性がある。

5 根拠資料

- 資料5-1 大学基礎データⅢ学生の受け入れ1~4, 6
- 資料5-2 明治大学2010入試データブック
- 資料5-3 法学部入試制度検討専門部会より学部長への答申書、および、議事録
- 資料5-4 学部アドミッション・ポリシー

VI 学生支援

表 6-1 退学者数及び退学理由

	病気	一身上都合・その他	他大学入学	経済的理由	飛び級合格	合計
2007年	1	22	12	2	0	37
2008年	1	25	5	0	3	34
2009年	1	7	5	2	0	15
2010年	0	18	4	1	0	23

1. 目的・目標

(1) 学生支援（修学支援，生活支援，進路支援）に関する方針

現在，新しい評価項目に合わせ記述内容を検討している。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 学生が学習に専念し，安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

毎年度，学部の年度計画の策定に際して，学生支援に関する方針を明示している。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

① 留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

- ・ 新学期に原級生に対するガイダンスを実施し，学年進行管理の徹底化に努めている。
- ・ 2010年度において除籍を除いた退学者は23名であった。身体的・精神的病気により退学を余儀なくされる学生が増加している。
- ・ 2005年度から法学部では半期の「法律リテラシー」と「教養基礎演習」を導入し，法学部のすべての学生が少人数ゼミを履修することになった。これは，高校教育から大学教育への勉学上の自立を促す橋渡しを狙いとしているが，同時に，大学生活における悩みや進路相談など，勉学に関連する生活相談の相手として担当教員が対応できる仕組みとなっている。

② 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

- ・ 法学部ではスポーツ特別入学試験および留学生試験での入学者に対し，TAによる学習支援を行っている。毎週月～金の13:00～18:00まで，駿河台または和泉校舎で開室しており，学生への認知度も年々上がっている。
- ・ 2010年度からは，実験的に一般学生へも対象を広げ，授業内容の理解が不十分な学生への支援をおこなっている。

③ 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

- ・ 学生の支援ボランティアを募り，支援をokonau体制が整っている。
- ・ 「障がい者支援センター」の設立に関しては，2010年度，法学部に障がいのある学生が在籍していないことも相まって，検討中である。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか（省略）

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか

① 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

- ・ 法学部では将来の進路に応じたコース制を設けており，1年次の秋にコース選択ガイダンスを行っている。

- ・ 独自のインターンシップ制度、「法学部ジョブインターンシップ・プログラム」を夏期休暇期間中に実施し、希望学生を企業・団体の法務部や法務関連部署に派遣することによって、具体的な就業イメージ作りに役立っている。
- ・ 「法学部就職セミナー」と銘打って、既に著名一般企業等から内定を得た法学部4年生による「エントリーシート」の書き方や面接指導（模擬面接）といった実践的指導を実施し、3・4年生を中心に多数の参加者を得た。
- ・ 就職・キャリア支援センターが業界研究セミナー等、各種セミナー・講座を開いている。
- ・ その他、各専門演習において担当教員が進路等の相談に応じている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・ スポーツ学生に対しては上記学習支援のほか、成績不良者に対して教務主任が面談を行うことにより、単位を修得し、4年間で卒業する者が増えている。
- ・ 2010年度卒業生のコース別進路を見る限り、コースの特徴に応じた方面へ進んでおり、各コースの役割が果たされている。

(2) 改善すべき点

- ・ 留年生が各年次に一定数存在していることは、第一に当該学生の学習意欲の欠如があげられる。たとえばスポーツ学生についてはすべてではないにしても、練習・稽古などにより授業に出られないケースもある。それについては当該運動部の部長・監督の授業に対する理解が不可欠である。このほか、一般学生の留年については、日ごろからのケアが必要となる。
- ・ 近年の経済状況のため、今後は経済的理由による退学者が増大する可能性が高い。特に、地方経済の破綻状況により、経済的負担の大きい地方からの学生の退学が増える可能性がある。
- ・ ボランティア活動と正課授業との関係が明確でない。
- ・ 法学部独自のインターンシップ制度は、希望学生数に対し派遣先企業・団体数が不足している。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ スポーツ学生および留学生については、1人が必ず1度は学習支援を利用するよう、運動部ごとに働きかける。また、成績不良者に対しては面接等を行ない、学習支援の利用を促す。
- ・ 学習支援のためのアシスタント制度は、TA制度の拡充およびスチューデント・アシスタント（SA）など学部学生によるアシスタント制度の併用によって対象をさらに拡大していくことを図る。
- ・ さらに、これまで等閑視されてきた、より高いレベルを目指している学生（各種試験の受験志望者や高度な論文作成能力を身に付けたいと考える学生など）に対する学習支援体制の確立を検討する。
- ・ 進路支援に関しては、1・2年生を対象とする法学部OBおよび内定取得者による講演会やシンポジウムを開催し、学生が早い段階から将来に向けた準備を整える手助けをしていく。さらに、学生主催の就職関連行事への支援を行う。
- ・ 障がいのある学生の支援に関しては、支援ボランティア制度の確立・充実・環境整備を検討する。
- ・ ボランティアのノートテーカー養成講座や手話講座、点字講座などの開講といった、障がい者支援教育を検討する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・インターンシップは、就職・キャリア支援センターに統括して全学的に実施する。

5 根拠資料

- 資料6-1 法学部シラバス
- 資料6-2 学習支援揭示
- 資料6-3 インターンシップ募集要項 2010年版
- 資料6-4 2010年度法学部 教育・研究に関する長・中期計画書

Ⅶ 教育研究等環境（Ⅶ-3 研究環境等）

1. 目的・目標

2010年度教育・研究に関する長・中期計画書において下記のように示している。

- (1) 法律研究所の再構築
- (2) 学部紀要（「法律論叢」および“MEIJI LAW JOURNAL”）の充実
- (3) 在外研究員制度および特別研究者制度の充実
- (4) 個人研究室の研究環境の改善および助手の研究室の確保

2. 現状（2010年度の実績）

- (1) **教育研究等を支援する環境や条件は、教育課程の特徴や教育方法、研究上の特性等に応じて、適切に整備されているか**

駿河台地区および和泉地区において、各教員に研究室が割り当てられている。
自習室は現在準備されていない。また、法学部独自で学習支援室を開室している。

3 評 価

- (1) **効果が上がっている点**

駿河台地区では、リバティタワーやアカデミーコモンにおいて、多くの教室が提供されている。また、ラボタワーの建設が開始された。和泉地区では、メディア棟が重要な教育拠点となっている。さらに、新図書館が建設中である。

- (2) **改善すべき点**

学生が授業の前後に活用することができる自習室の整備が必要である。
また、知の拠点としての研究室のよりいっそうの整備という観点からみた場合、研究室スペースの拡充ならびに複数の建物に分散している研究室を集約させる必要がある。

4 将来に向けた発展計画

- (1) **当年度・次年度に取り組む改善計画**

11号館設置教室に替わる代替教室の確保が急務である。さらに、2013年度運用開始予定のC地区ラボタワーと既存研究施設との連携強化策の早急な策定が望まれる。

- (2) **長中期的に取り組む改善計画**

ラボタワー運用開始後のリバティタワー19階以上の利用計画の策定が必要である。また、教育の充実という観点から、施設の弾力的な運用が求められる。

5 根拠資料

- 資料1

X 内部質保証

1. 目的・目標

(1) 内部質保証の方針

法学部は、学部運営における PDCA サイクルを確立することによって、革新・改革・改善の継続につながる内部質保証を行う。そのため、学部執行部において長・中期計画ならびに年度計画を策定し、人事を伴う学部計画については「法学部人事計画委員会」が、教育内容に関する事項は「法学部カリキュラム運営専門部会」が、キャリア支援、国際交流等についても学部内の各委員会が、それぞれ具体的な改善計画を立案し、学部執行部がそれら計画を実施する。そして、その実施に関する検証・評価作業は「法学部自己点検・評価委員会」がこれを行う。内部質保証システムの検証・評価に関しては、可能な限り具体的で明確な根拠を示し、客観的に検証することを目標とする。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 点検・評価を行い、社会に公表しているか

① 評価に関する委員会等の設置（名称，メンバー，年間開催回数）

委員会等の名称	主なメンバー，人数	開催日
法学部自己点検・評価委員会	学部長指名による委員長1名，教務主任2名，全学自己点検・評価委員会委員1名，学部長指名委員2名 計6名	2011年 6月 9日

② 評価報告書等の作成，公表

- ・2010年度法学部自己点検・評価報告書 ホームページで公表

(2) 内部質保証に関するシステム（内部質保証を掌る組織，改革・改善につなげる制度，改善実績）を整備しているか

・学部内に「自己点検・評価委員会」を設置し、毎年、報告書を作成するとともに、その結果を学部執行部・各種委員会・教授会にフィードバックすることにより、教育・研究の改善を図っている。

・教育組織等については学部執行部が、教育内容についてはカリキュラム運営専門部会が中心となり、随時問題点の発見・改善に努めることで PDCA サイクルを形成している。とくにカリキュラム運営専門部会は、各コース主任および各科目群主任から構成されており、教育内容の実質的な検証・改善の機関として機能している。

・自己点検・評価結果については、執行部が確認し、改善内容について学部内各種委員会（カリキュラム運営専門部会・人事計画委員会等）に諮問、その答申結果を教授会の議をへて年度計画に反映することによって、学部全体としての内部質保証のシステムを構築している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

自己点検・評価委員に学部執行部メンバーが加わることにより、自己点検の結果をカリキュラム運営・人事計画・年度計画等に円滑に反映することができる。

(2) 改善すべき点

自己点検・評価報告書には学部の具体的な行動を促すための制度的な保障がないため、自己点検の結果を効率的に学部運営に反映できない可能性がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 改善アクションプランを年度計画のプロセスと連動させ、2011年の改善報告書の提出までに具体的な改善を進める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 毎年恒常的に行っている自己点検・評価のプロセスを生かすために、学部内規の整備など、全学委員会のコメント、学部評価委員会による評価を具体的な改革につなげる方途を検討すべきである。
- ・ 負担及び負担感を軽減するために、報告書の形式や依頼方法について工夫する。
- ・ 自己点検・評価プロセスの実効性を高めるため予算プロセスや現場での改革への連動が重要である。
- ・ 自己点検・評価活動の意義を多くの教職員に理解してもらうための啓蒙活動を行うべきである。

5 根拠資料

- ・ 自己点検評価委員会記録 2010-1